

令和5年11月30日

組合員のみなさまへ

大阪市職員共済組合

担当：保健医療係

電話：06-6208-7591

「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」の取扱いについて

標題について、厚生労働省が公表した「年収の壁・支援強化パッケージ」にかかる「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」について、具体的な取扱いが示されましたので、次のとおりお知らせします。

つきましては、被扶養者の申告について、本通知及び別添『「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」に関するQ&A』をご参照いただき、引き続き適正な届出にご協力をお願いします。

記

1 「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」の内容

被扶養者の収入確認に当たって年額130万円又は180万円以上の収入が見込まれる場合であっても、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である場合、特例的な措置として、事業主（勤務先）の証明を添付することで被扶養者認定が可能となりました。

2 手続き方法

(1) 対象者

人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動により、収入基準額を超過する（見込み）方

(2) 対象となる収入

人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入※

※原則として連続2回までを上限とします

(3) 提出するとき

- ・新たに被扶養者としての認定を受けようとするとき
- ・扶養状況確認調査（検認）を提出するとき

注）上記以外でも、資格喪失手続き（収入超過や扶養否認などの場合）において収入確認書類が必要なとき、別居認定の手続きにおける収入確認のときなど、上記「(2) 対象となる収入」を申立てる必要がある場合は提出が必要です。

(4) 提出する書類及び提出先

『被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書』(別紙)を所属所(市長部局にあっては総務事務センター)へ提出してください。

注) 各手続きに必要な他の添付書類と併せて提出してください。

被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書

当事業所において雇用されている下記被扶養者^{※1}については、雇用契約により本来想定される年間収入が被扶養者の収入要件である130万円未満^{※2}です。この事業主記載欄に記載された期間に係る収入増については、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであることを証明します。

※1 新たに被扶養者としての認定を受けようとする者を含みます。

※2 60歳以上の者又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者については、180万円未満となります。

【申請者記載欄】

| 提出年月日 ^{※3} | | 令和 年 月 日 |
|---------------------|---------------|----------|
| 組合員 (申請者) | (フリガナ) 氏 名 | |
| | 組合員等記号・番号 | |
| 被扶養者 | (フリガナ) 氏 名 | |
| | 組合員等記号・番号 | |

※3 組合員の所属所（市長部局にあっては総務事務センター）に提出する日付を記載してください。

【被扶養者を雇う事業主の記載欄】

| | | | |
|-----------------------------|-----------|--------|----|
| 事業所所在地 | 〒 ー | | |
| 事業所名称 | | | |
| 事業主氏名 | | | |
| 電話番号 | | | |
| 雇用契約により本来想定される年間収入 | | | 円 |
| 人手不足による労働時間延長等が行われた期間 | 令和 年 月 から | 令和 年 月 | まで |
| 上記期間における当事業所での労働による収入額（実績額） | | | 円 |

○ 本証明書は、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認において対象者の収入を確認する際の添付書類として、組合員が加入する大阪市職員共済組合に提出する書類となります。

○ 記載内容の確認に当たって、別途雇用契約書等の添付書類を求める場合があります。